

防人給（事）第256号
令和6年6月27日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官
(公印省略)

技術曹として採用された者の初任給の特例及び技術曹として任用された者の号俸の決定の特例について（通達）

標記について、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「政令」という。）第6条の3第3項ただし書及び第6条の8の規定に基づき、下記のとおり定められたので通達する。

なお、技術海曹として採用された者の初任給の特例について（防人3第1630号。6. 3. 24）及び技術空曹として採用された者の初任給の特例について（防人給第5917号。21. 4. 28）は、廃止する。

記

1 技術曹として採用された者の初任給の特例

技術曹（技術を必要とする職務を担当する陸曹長以下3等陸曹以上、海曹長以下3等海曹以上又は空曹長以下3等空曹以上の自衛官をいう。以下同じ。）として採用された者の採用時における号俸は、次の表に定めるその採用時の階級の区分及びその者が有する経験年数の区分に従い、次の表に定める号俸とすることができる。

なお、当該経験年数は、学歴免許等の資格（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第3学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格をいう。）を取得した時以後の経験年数（同規則第15条の2の規定による経験年数をいい、同条第2項の規定による経験年数の調整については同規則別表第5経験年数調整表の学歴免許等の区分を「短大2卒」であるものとして同条の規定の例に

より調整する。) とする。

階 級	経 験 年 数	号 俸
3 等陸曹 3 等海曹 3 等空曹	3 年以上 4 年未満	5 号俸
	4 年以上 5 年未満	9 号俸
	5 年以上 6 年 6 月未満	1 3 号俸
	6 年 6 月以上 8 年未満	1 7 号俸
	8 年以上	2 1 号俸
2 等陸曹 2 等海曹 2 等空曹	5 年以上 6 年 6 月未満	5 号俸
	6 年 6 月以上 8 年未満	9 号俸
	8 年以上 9 年 6 月未満	1 3 号俸
	9 年 6 月以上 1 1 年未満	1 7 号俸
	1 1 年以上	2 1 号俸
1 等陸曹又は陸曹長 1 等海曹又は海曹長 1 等空曹又は空曹長	6 年 6 月以上 8 年未満	5 号俸
	8 年以上 9 年 6 月未満	9 号俸
	9 年 6 月以上 1 1 年未満	1 3 号俸
	1 1 年以上 1 2 年 6 月未満	1 7 号俸
	1 2 年 6 月以上	2 1 号俸

2 技術曹として任用された者の号俸の決定の特例

2 等陸士、2 等海士又は 2 等空士である自衛官として採用された者（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者を含む。）を、その後、部内の選考を経て技術曹として引き続き任用する場合において、政令第 6 条の 6 第 1 項本文及び第 2 項の規定による昇任をした場合における号俸の決定基準により得られる号俸が、当該任用の日に技術曹に採用されたものとして前項の規定を適用した場合に

得られる号俸に達しない者については、当該号俸をもってその者の号俸とすることができる。